



2025年1月30日

各 位

会 社 名 株式会社 小森コーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 持田 訓
(コード番号：6349 東証プライム)
問 合 せ 先 取締役グローバル経営管理統括本部
統括本部長 橋本 巖
(TEL 03-5608-7826)

株式給付信託（J-ESOP）の導入及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

また、本制度の導入に伴い、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<本制度の導入について>

1. 導入の背景

当社は、従業員に対して中長期的な視点を持った経営判断を促し、業績向上へのコミットメントを強化することの目的として、本制度を導入することといたしました。なお、本制度は、執行役員を対象として開始いたします。これにより、株主の皆様との利益を共有し、業績向上に向けた意欲やエンゲージメントを高めることを目指しています。

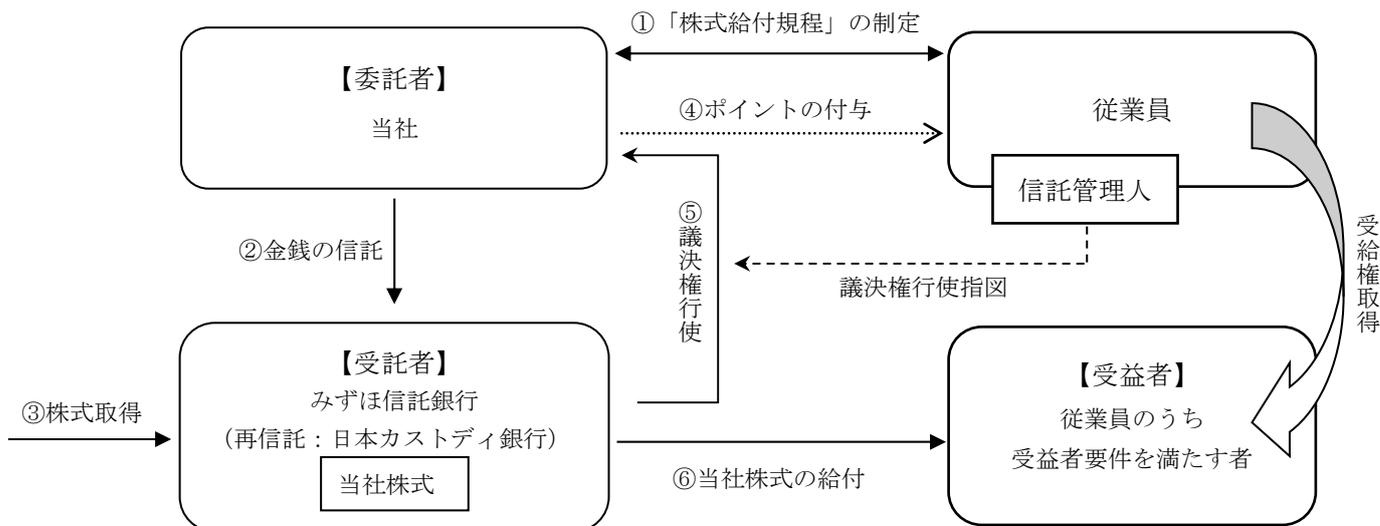
2. 本制度の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

【本制度の仕組み】



- ① 当社は、本制度の導入に際し「株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

3. 本信託の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | : 株式給付信託 (J-ESOP) |
| (2) 委託者 | : 当社 |
| (3) 受託者 | : みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行) |
| (4) 受益者 | : 従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者 |
| (5) 信託管理人 | : 当社の従業員から選定 |
| (6) 信託の種類 | : 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (7) 信託の目的 | : 株式給付規程に基づき信託財産である当社株式を受益者に給付すること |
| (8) 本信託契約の締結日 | : 2025年2月17日 |
| (9) 金銭を信託する日 | : 2025年2月17日 |
| (10) 信託の期間 | : 2025年2月17日から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。) |

<本自己株式処分について>

4. 処分の概要

| | |
|------------------|---|
| (1) 処 分 期 日 | 2025年2月17日(月) |
| (2) 処分する株式の種類及び数 | 普通株式 162,000 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1株につき金 1,227 円 |
| (4) 処 分 総 額 | 198,774,000 円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 株式会社日本カストディ銀行(信託E口) |
| (6) そ の 他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書の効力発生を条件とします。 |

5. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、本制度の運営に当たって当社株式の保有及び処分を行うため、株式会社日本カストディ銀行(本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受ける再信託受託者)に設定される信託E口に対し、第三者割当により自己株式を処分するものであります。

処分数量については、株式給付規程に基づき信託期間中に当社の従業員に給付すると見込まれる株式数に相当するもの(2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度分)であり、2024年9月30日現在の発行済株式総数55,428,840株に対し0.29%(2024年9月30日現在の総議決権個数532,758個に対する割合0.30%(いずれも小数点第3位を四捨五入))となります。

6. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、本自己株式処分の取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値1,227円といたしました。

取締役会決議日の直前営業日の終値としたのは、株式市場における当社の適正な企業価値を表すものであり、合理的と判断したためです。

なお処分価額1,227円については、取締役会決議日の直前営業日から遡る直近1か月間の終値平均1,167円(円未満切捨)に対して105.14%を乗じた額であり、同直近3か月間の終値平均1,149円(円未満切捨)に対して106.79%を乗じた額であり、さらに同直近6か月間の終値平均1,132円(円未満切捨)に対して108.39%を乗じた額となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的なものとしております。

なお、上記処分価額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(全員が社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

7. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上